

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

被保険者のみなさまへ

長寿医療制度は、公費や後期高齢者支援金のほか、被保険者一人一人に納めていただく保険料により運営されています。

1 保険料の納付について

普通徴収の方へ (納付書での窓口納付・口座からの引き落とし)

☆納付書が届いている方は、各納期までに必ず納めてください。

納期	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	月度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納期限	H24.8.31	H24.10.1	H24.10.31	H24.11.30	H25.1.4	H25.1.31	H25.2.28	H25.4.1

※納期限は各月の末日になります。

ただし、その末日が土曜日、日曜日及び休日(祝日)の場合は、次の平日が納期限となります。

特別徴収の方へ (年金からの天引き)

☆申請により普通徴収(口座振替に限る)に変更できます。

ご希望の方は、牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当までお申し出ください。

手続に必要なもの・・・ ①本人を証明できる書類等(保険証など) ②通帳 ③通帳お届け印

2 被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までにお送りします。

(平成24年8月1日から平成25年7月31日までの被保険者証は、オレンジ色です。)

3 障害認定について

65歳～74歳の一定の障害(身体障害者手帳1～3級と4級の一部等)のある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

ただし、後期高齢者医療制度に加入するかどうかはご本人の選択です。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。様々なケースがありますので、ご相談ください。

4 健康診査の受診は、お早めに！

平成24年度の健康診査の対象となる方には、健康診査受診券を徳島県後期高齢者医療広域連合よりお送りしていますが、有効期限が平成24年12月31日になっております。

有効期限が近づいてきていますので、お早めにご受診ください。

■お問い合わせ・ご相談は

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当 TEL(0884)72-3417まで

特定健診・がん検診の受診について

特定健診、がん検診の受診はお済みでしょうか？

集団での特定健診、がん検診は終了しましたが、指定医療機関での特定健診は、12月25日まで、子宮頸がん検診、乳がん検診は3月まで受診いただけます。

特定健診では、メタボリックシンドロームをはじめとし、糖尿病、慢性腎臓病、高血圧などの生活習慣病の早期発見のための検査を行っております。ご自身の健康判断のために、健診を受診してください。



大腸がん検診を次の日程で行います(追加検診)

・便提出日：1月15日(木)午前11時まで

・提出先：牟岐町役場 健康生活課

・方法：所定の容器に2日間の便を採取していただきます

*大腸がん検診ご希望の方は、1月10日までにお電話でも結構ですので、お申し込みください。

*お問い合わせ先…役場健康生活課 TEL72-3417

